

## 第13回 TC フォーラム政策勉強会報告メモ

2021年12月23日開催(報告日:2021 年12月24日)

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム®

益子良一/石村耕治

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラムは、今後の運営方針や運動の方向性などをさぐるために、役員や事務局員を中心とした政策勉強会を開催しております。

コロナ禍で、リアルの勉強会を持つことは難しい常態にあります。そこで、Zoomの配信ツールを使ってオンラインの形で勉強会を開催しております。第8回政策勉強会からは、一般会員も参加ができます。希望者は、事務局(info@tc-forum.net)にEメールで申し込んでください。

次回(2022年第1回)TCフォーラム政策勉強会アナウンスメント

[2022年2月1日(火)午後3:00~5:00 Zoomによるオンライン開催]

### 第1回 電子的税務調査手法の利活用と納税者の権利 ～法定外手法の分析を中心に

報告者 **石村 耕治**

(TCフォーラム共同代表/白鷗大学名誉教授)

#### ◆次回報告のポイント

～問われる税務調査における法定外の電子的調査手法の濫用

近年、国税上の課税処分のための税務調査(質問検査権の行使/国税通則法74条の2~74条の6)において、課税庁の職員(調査官)による法定外の電子的機器(コピー機、録音機器、デジタルカメラ、スマートフォン(スマホ)など)を使った電子的調査手法(以下「法定外電子的調査手法」ともいう。)の濫用が目立ってきている。

改正電子帳簿保存法(電帳法)の施行などに伴い、税務調査が、将来的には、①紙/文書中心の調査から、②電子データ中心の調査に大きく転換していくことが想定される。

しかし、現段階では、納税者や税理士などが、帳簿書類・資料のデジタル化にはいまだ

積極的ではない。しばらくは紙/文書中心の調査が継続するのではないか。

納税者や税理士のなかには、電子機器を積極的に使って納税者の権利利益を護るべきであるとする声がある。その一方で、納税者や税理士などが、こうした法定外の電子機器の利活用を主張すると、バランス論の観点から、課税庁(調査官)の側にも認めなければならなくなる。結果として、納税者が不利な立場に追いやられるのではないかと危惧する声もある。

このことから、伝統的な文書中心の調査の際に、調査官、納税者、税理士が法定外の電子的機器(コピー機、録音機器、デジタルカメラ、スマートフォン(スマホ)など)の利活用を認めるのか、それとも認めないのかが問題になる。また、仮に認めるとすれば、どのような条件で認めるのかなどについて新たな法規制は必要となるわけで、この場合、どのような法規制が考えられるのかなどについても議論する必要がある。

このように、電子機器の利活用については、その是非を含め課題が山積している。

いずれにしろ、「納税者の権利利益が認められてはじめて税務調査に電子機器の利活用はゆるされる」のスタンスが前提条件になる。

### 【図表1】 税務調査と電子機器の利活用

①紙/文書媒体中心の調査での電子機器の利活用

②電子帳簿書類・資料中心の調査での電子機器の利活用

現段階での  
問題の所

①紙/文書媒体中心の調査において、①各種の「お尋ね」や②質問応答記録書の利用など税務調査における法定外資料の利活用については久しく、その適否が問われてきている。

### 【図表2】 ①紙/文書中心の調査での法定外資料の利活用例

- ①お尋ね
- ②質問応答記録書
- ③その他

この点については、研究者や実務家などの間で久しく議論されてきている。

加えて、法定外電子的調査手法、例えば、a)納税者の帳簿種類・記録などのフォートコピー入手、b)調査プロセスの音声録音、c)帳簿書類・記録のスマホ撮影/写メ[スマホで画像を送ること]、の適否を問われている。この点については、研究者や実務家の間でのしっかりした議論がされてきていない。プライバシー権、肖像権、守秘義務など、さまざまな角度から検討する必要がある。

### 【図表3】 ①紙/文書中心の調査での法定外電子的調査手法の利活用例

- a)納税者の帳簿種類・記録などのフォートコピー入手
- b)調査プロセスの音声録音+録画
- c)帳簿書類・記録のデジカメ・スマホ撮影/写メ[スマホで画像を送ること]

法定外電子的調査手法に対しては、国民・納税者・税理士などは、大きく次の2つの対応が可能である。

#### 【図表4】 法定外電子的調査手法に対する対応方法

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 法定外電子的手法は違法であり、応諾を拒否する。</li><li>② 法定外電子的手法を精査し、受け入れ可能な手法は応諾する。</li></ul> |
|--|

アメリカやオーストラリアの税務調査手続法制では、調査プロセスの音声録音だけを法認している。納税者も、課税庁も、調査プロセスを音声録音する場合には、相手方に事前通知(例えば調査実施の10日前まで)を求めている。

この報告では、外国法制なども参考にして、わが国での法定外電子的調査手法の法的統制、納税者の権利利益保護の観点から探してみたい、と思う。最初に、提言的な報告し問題点のある程度煮詰めたうえで、参加者との討論を通じて、法定外電子的調査手法について、TCフォーラムとしてのある程度の共通の認識を持てれば、と期待している。

### ◎2021年第13回運営会議の開催(議事録)

- ・ 2022年第13回政策勉強会「22年度税制大綱を読む」の後、運営会議が PM 5:00頃から開催された。運営会議では、益子共同代表と平石事務局長から、パンフ「質問応答記録書とは何か」の原案を示したうえで作成作業の進展状況について説明・報告が行われた。デザイン案、文章の配置の適正化、内容の一部修正などが議論された。発行部数についても、議論が行われた。運営会議メンバー一同、このパンフ作成にご尽力いただいたWGの益子座長・前田委員にこころからお礼申しあげる。また、予算措置などで有益なアドバイスくださった平石事務局長にも深謝申しあげる。
- ・ パنف「質問応答記録書とは何か」の元(ソース)となったブックレット「質問応答記録書とは何か」は、TCフォーラムのホームページ(HP)にアップされているが、アクセス方法が分からないとの指摘があった。そこで、アクセス方法をお知らせしておく。
- ・ アクセス手順(①②③)は、次のとおりである。①TCフォーラムHPのフロントページの「おしらせ」をクリックする。②そうすると、「ブックレット」の欄が出てくる。③「ブックレット」をクリックすると、「質問応答記録書とは何か」がでてくる。
- ・ パنف「質問応答記録書とは何か」(原案)のチェックに際し、回答者は調査官から質問応答記録書のコピーをもらえない、回答者に記録書のスマホ撮影・写メ[スマホで画像を送ること]する権利を認めるべきだという声がある。一方、回答者(納税者)にこうした税法ではっきりと認めると書いていない(法定外の)電子的調査手法を認めると、むしろ調査官に濫用されるおそれがあるのではないかと危惧する声がある。
- ・ そこで、この点について、次回の政策勉強会で報告・検討を行うことになった。
- ・ 次回は、年末調整、支払調書の作成・送付、確定申告などの時期とも重なることから、当初、22年4月以降にしてはどうか、との意見もあった。しかし、何か月も政策勉強会を開催しないのは忍びないとの声もあった。検討を重ねた結果、次回は、確定申告期に入る前に開催することになった。
- ・ 次回、2022年第1回TCフォーラム政策勉強会は、新春政策勉強会になる。2022年2

月1日(火)[午後3時～5時]に、石村耕治共同代表に「電子的税務調査手法の利活用と納税者の権利～法定外手法の分析を中心に～」のテーマで報告を願い、報告後、参加者間で議論をすることになった。

**2021年第13回政策勉強会**

**[2021年12月22日(水)午後3:00～5:00 Zoomによるオンライン開催]**

## **第13回 22年度税制改正大綱を読む**

報告者 **岡田俊明**  
(TCフォーラム運営委員/税理士)

### **《岡田報告のまとめ》**

- ・ 2021年第13回政策勉強会は、12月22日(水)午後3:00～開催された。
- ・ 今回の勉強会で、TCフォーラム運営委員の岡田俊明税理士は、「22年度税制改正大綱を読む」のタイトルで報告された。
- ・ 自民党税制調査会(宮沢洋一会長)は12月9日に総会を開き、令和4年度税制改正大綱案を了承し、自民・公明の両党は10日午令和4年度与党税制改正大綱を決定した。全文で98ページあり、詳細に分析するには時間的余裕がないところ、今回は、流し読みして気付いた点を指摘するにとどめたい。
- ・ なお、今後の取扱いであるが、12月24日(金)に政府は来年度予算案と同時に「税制改革の大綱」として閣議決定する。通常国会はおそらく1/17(月)に召集され、会期は150日、6月15日までとみられるが、来年は参議院選挙が予定されており、会期延長はできない。また、税制改正法案は、例年通り一括法案として1/25(火)に上程されるものと想定され、2月中に衆議院審議を終え参議院に送り、3/20頃には賛成多数で成立するものと考えられる。自民党内の税制改正審議は同党税制調査会において密室で行われたが、従来の自民党の手法「電話帳」「〇×審議」「マル政事項」が踏襲されており、また、インナーと呼ばれる議員による「政治判断」が行われた模様である。
- ・ 岡田報告に続いて、参加者による議論が展開された。
- ・ 参加者からは、加算税の体系が、これまでの国税通則法に加え、電種帳簿保存法(電帳法)にも盛られ、複雑になっていることに対する懸念が示された。
- ・ また、22年1月1日施行の改正電帳法の「電子記録の電子保存の義務化」が2年間(22年1月1日～23年12月まで)猶予(宥恕)されたが、その場合、条件があるのかどうかについて、与党の税制大綱からは正確に読み取れないとの指摘があった。
- ・ 最後に、報告者から、今回の税制改正大綱では、大きな改正は先送りされているが、税理士法改正など、「納税環境整備」の項目での重要な改正があるので留意されたい、との指摘があった。
- ・ 岡田報告の概要は、次のとおりである。



## [資料] 岡田報告レジメ 2022 年度与党税制改正大綱を読む

自民党税制調査会(宮沢洋一会長)は 12 月 9 日に総会を開き、令和 4 年度税制改正大綱案を了承し、自民・公明の両党は 10 日午和 4 年度与党税制改正大綱を決定した。全文で 98 ページあり、詳細に分析するには時間的余裕がないところ、今回は、流し読みして気付いた点を指摘するにとどめたい。

なお、今後の取扱いであるが、12 月 24 日(金)に政府は来年度予算案と同時に「税制改革の大綱」として閣議決定する。通常国会はおそらく 1/17(月)に召集され、会期は 150 日、6 月 15 日までとみられるが、来年は参議院選挙が予定されており、会期延長はできない。また、税制改正法案は、例年通り一括法案として 1/25(火)に上程されるものと想定され、2 月中に衆議院審議を終え参議院に送り、3/20 頃には賛成多数で成立するものと考えられる。自民党内の税制改正審議は同党税制調査会において密室で行われたが、従来の自民党の手法〔電話帳〕〔〇×審議〕〔マル政事項〕が踏襲されており、また、インナーと呼ばれる議員による「政治判断」が行われた模様である。

### ① 税制改革大綱の全体像

大綱全体を特徴づけると、抜本税制改革のような大改正は予定されないが、細かな改正が多く、今年も分量にして 1,000 頁を上回るものとなりそうである。また、コロナ禍における経済回復を図る税制が柱になるが、目新しいものはなく、マスコミをにぎわしたのは、「賃上げ促進税制」である。「成長と分配の好循環」「新しい資本主義の実現」を掲げているが、国民を直接支援する姿勢がなく、大企業・富裕層をさらに優遇し不公平税制を維持することになる。

また、「納税環境の整備」の名目で進められる「改革」については、納税者の権利保護の視点からは要注意であることを強調しておきたい。

なお、一部で話題になっていた「相続税と贈与税の一体化」については、今回の改正では織り込まれていない。今後検討を進めるとして、改正のタイミングとしては早くとも令和 5 年 4 月以降になろう。

#### 1 所得税関係

##### ① 住宅ローン減税の見直し

微妙に枠組みの変化があるが、目立つのは控除率が 1% から 0.7% に縮小される点。最近、住宅ローンの金利が 1% を下回ることもあり、融資による逆ザヤが生じていたことへの対応とされる。納税者にとって不利な改正。

##### ② 配当について、大口株主の範囲が変更される。

従来は直接 3% 保有だったが支配法人を通じた保有がある場合に合算して判定することになった。この点については、高額所得者が、関係法人を経由させることで、税率を低くすることができたことへの対応。高額所得者にはピンポイントで厳しい改正にはなる。

#### 2022年度税制改正のポイント

##### 住宅

住宅ローン減税を4年延長。  
控除率は0.7%(現行1%)に  
引き下げ



##### 土地

固定資産税の据え置き特例を  
解除。商業地の税負担を500億  
円軽減



##### 賃上げ

賃上げ企業を対象に、法人税の  
控除率を大企業は最大30%  
(現行最大20%)、中小企業は  
同40%(同25%)に大幅拡充



##### 投資5G

ベンチャー投資の「オープン  
イノベーション促進税制」で  
控除率25%を維持したまま  
継続。5G税制は縮小



## 2 資産課税

- ①事業承継税制の特例承認計画の提出期限が令和5年3月までとされていたが、令和6年3月まで1年間延長される。当初は期限の延長をしないとしていた部分だが、コロナの影響を受けてやむを得ないというところか。
- ②財産債務調書制度が見直された。提出義務者の範囲が拡大された。従来は所得制限があったが、この改正で所得がない人でも財産の価額が10億円を超える居住者が追加された。なお、提出期限が3月15日から6月末に延長される。相続税対策としての改正かと思われる。この改正は国外財産調書についても同様の改正となる。

## 3 法人課税

### (1)所得拡大促進税制（平成25年創設）

賃上げ促進税制（大企業と中小企業向け、ペナルティも）全く効果があがっていない制度。企業の減税額は推計2兆円以上にのぼる一方で、労働者の実質賃金は年収で22.4万円も減った。控除率の引き上げで多少手直したとはいえ実効性は疑問視される。基本給のベースアップでなくても減税の対象となり、長年低く抑えられてきた賃金水準の底上げにはつながるかは不透明。そもそも赤字経営の企業は中小企業の6割を占め、赤字企業に賃上げ減税は関係ない。

また、新規雇用者への支給額の増額だったものが、継続雇用者の給与の増額へ逆戻りしている。もともと、計算が面倒なところを、1年で元の仕組みに戻されることになり、昨年はコロナの影響で雇用調整があったため、継続雇用者の給与比較では利用しにくいということでの救済的取り扱いだったのかもしれないが、現場泣かせである。

### (2)オープンイノベーション促進税制、5G導入促進税制

大綱は、賃上げや投資を促すために「法人税実効税率の引下げをはじめとする様々な取組みを行ってきた」ものの「賃金水準は、実質的に見て30年以上にわたりほぼ横ばいの状態」であり「その一方で、株主還元や内部留保は増加を続けており、コロナ禍を受けてもその傾向は変わっていない」と述べている。にもかかわらず、大企業向けのベンチャー企業投資、5G(高速大容量通信規格)導入促進の優遇税制は、内容を見直して延長する。大企業はすでに研究開発減税などの恩恵を受け、470兆円を超える過去最高の内部留保をため込んでいる。この上、優遇を重ねるのではなく、内部留保をいかに吐き出させるかが大事になる。

中小企業には社会保険料の軽減をはじめ思い切った支援策が必要であり、それと一体で最低賃金を全国一律1500円に引き上げ、賃金を底上げする政策の方が実効があろう。

### (3)「円滑・適正な納税のための環境整備」

気になる項目。

①現行では、少額の減価償却資産の取得価額は、10万円未満であればどのような資産であれ、取得価額を損金に算入(即時償却)が可能だが、大綱には、「(4)少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供したものを

除外する」の記載がある。これは、ここ数年流行している「ドローン節税」「コインランドリー投資」「足場レンタル」等の封じ込めのための改正。ドローンは、1機10万円未満で購入可能で、利益が予想を上回って出てしまいそうな期にドローンをまとまった数購入し損金に計上、ドローン操縦資格を取得するためのスクールやレース用として貸し出し、レンタル料収入を得る。購入を決めてから1月程度で稼働可能であり、決算対策に利用しやすいという特徴がある。もちろん、レンタル料収入が入るので、節税というよりも課税の繰延べといえるもので、生命保険スキームが使えなくなった後の代替として瞬く間に流行した。また、「コインランドリー投資」という名の節税策は、中小企業経営強化税制(即時償却・税額控除)、生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例(固定資産税の3年間免除)、小規模宅地等の特例(評価額の8割減)を活用する手法。千万円単位の投資が必要で、多額の初期費用とランニングコストがかかる点がデメリットとされる。「足場レンタル」は、工事現場の足場材料を購入して建築会社にレンタルするもの。

なお、一括償却資産、中小企業向けの少額減価償却資産としての損金算入の制度についても同様の措置が取られ、所得税の取扱いも同様とする。

#### ②隠蔽仮装行為があつて確定申告書が提出された場合等の措置

隠蔽仮装行為があつて確定申告書が提出された場合や確定申告書の提出がない場合には、帳簿書類や明らかな証拠書類等がない限りは、その明らかな証拠書類を準備できない経費については損金の額に算入しないような措置が取られる。これは証拠書類がない場合に調査で水掛け論になることを防ぐために取られた措置と思われるが、課税庁に有利な課税を可能とする危険性が濃厚である。「納税環境の整備」に連動する。

## 4 消費課税

### (1)消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に係る見直し

①免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができることとされる。

②上記①の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者(その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除く。)の、その登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度が適用されない。

### (2)仕入明細書による仕入税額控除の適用要件の見直し

その課税仕入れが、他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する部分に限って行うことができることになる。

### (3)電子区分記載請求書による仕入税額控除の経過措置適用について

インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けることができることとする。

### (4)インボイス制度経過措置期間における棚卸資産に係る調整

その棚卸資産に係る消費税額の全部を納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の対象とする。

## ② 「納税環境整備」の問題点

### 1 税理士制度の見直し

①税理士業務の ICT 化を進める努力義務の創設……「税理士の業務の電子化等を通じて、納税義務者の利便の向上及び税理士業務の改善進歩を図るよう努めるものとする旨の規定を設ける」とし。税理士会・日税連の会則に「税理士業務の電子化亜に関する規定を加える」とし、その認可は財務大臣とするとしている。

②税理士事務所に該当性の判定基準の見直し……設備又は使用人の有無等の物理的な事実により行わないことにする「運用上の対応」を行うとする。リモートワーク等の柔軟な対応ができるようにする配慮と思われる。

税理士法改正には相当の紙面が割かれているが、日税連神津会長は高く評価している点が気になる。

### 2 電子取引の取引情報に係る電子データ保存に宥恕措置

令和4年1月1日～令和 5年12月31日までの期間については、税務署長が保存できないことにつきやむを得ない事情があると認め、かつ、保存義務者が税務調査を受けた際に印刷した書面の提出ができる状況にある場合には、保存要件を満たすことになる。この趣旨は、保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、税務署長への手続を要せずに出力書面等による保存を可能とするためのものである旨が大綱に明記されている。

問題は、「税務署長が…やむを得ない事情があると認め」という点。結局は、税務調査時点でその判断が行われることを意味するのではなからうか。また、「運用上適切な配慮」とあるのは、改正電帳法の施行が来年(22年)1月1日であることから、法改正には間に合わず、年内に財務省令(同法施行規則)改正で2年間施行を猶予するということになる見込みである。

### 3 証拠書類のない簿外経費への対応策

帳簿の提出が場合等の過少申告加算税及び無申告加算税への加重措置……「納税者が、一定の帳簿(その電磁的記録を含む。)に記載すべき事項に関し所得税、法人税、又は消費税に係る修正申告書若しくは期限後申告書の提出または更正若しくは決定があった時前に、国税庁等の当該職員から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該帳簿に記載すべき事項に関し、生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税又は無申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税又は無申告加算税の額に当該申告漏れにかかる所得税、法人税又は消費税の10%に相当する金額を加算した金額とする」とし、2つの場合をあげている。「(1) 当該職員に当該帳簿の提示又は提出をしなかった場合又は当該職員にその提示若しくは提出された当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が著しく不十分である場合(2) 当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載が不十分である場合」である。

「一定の帳簿」とは、青色申告者は「仕訳帳及び総勘定元帳」、白色申告者は「保存しなければならないこととされる帳簿」、消費税事業者は「保存しなければならないとされる帳簿」をさす。また、「記載が著しく不十分」とは、「1/2 以上が記載されていない場合」をいい、「記載が不十分」とは「1/3 以上が記載されていない場合」をいうとしている。



つまり、会計帳簿への網羅的な取引記録の記載を担保するため、2024年1月1日以後申告期限が到来する国税について、税務調査等により、修正申告や期限後申告をしたり、更正や決定を受けたりしたとき、税務調査の際に調査官から申告の基になる会計帳簿の提示または提出を求められ、提示・提出を拒んだり、売上や収入の記載が著しく不十分な会計帳簿だった場合、追徴された法人税等の10%（記載不備の場合5%）の加算税を加算することとされている。

#### 4 eLTAX(地方税電子申告納税システム)の対象拡大

税務手続電子化推進のため、現状一部の地方税の申告・申請・納税に限られているeLTax利用の対象を地方税に関わる全ての申告・申請・納税に順次拡大するとしている。

#### 5 税務行政のデジタル化

個人番号を提供し本人確認をして個人カードでe-Tax申請等を行う場合は、識別符号、暗証番号の入力、電子署名・電子証明書の送信不要とする。  
相続税申告書の添付書類等の提出方法に、光ディスク・磁気ディスクを提出する方法を加える。

金融機関提供のプログラムのみでの納付手続(特定納付手続)について識別符号通知を廃止

公売における入札手続を電子化、通関手続の電子化

タイムスタンプ認定制度創設に伴い、スキャナ保存及び電子取引の電子データ保存の場合に総務大臣認定のタイムスタンプを付すこととする。